

○山口県警察における警察用船舶の管理及び運用に関する訓令

平成29年2月27日

本部訓令第13号

(趣旨)

第1条 この訓令は、山口県警察における警察用船舶（以下「警備艇」という。）の管理及び運用について必要な事項を定めるものとする。

(船名等)

第2条 警備艇の船名、係留場所、配備先警察署及び運用区域は、次の表のとおりとする。

船名	係留場所	配備先警察署	運用区域
しおじ	岩国市飯田町	岩国警察署	岩国市、玖珂郡沿岸一円
はやせ	下関市観音崎町	下関警察署	下関市沿岸一円

(警備艇の管理に関する事務の総括)

第3条 警備艇の管理に関する事務は、警務部会計課長（以下「会計課長」という。）が総括する。

(警備艇の運用に関する事務の総括)

第4条 警備艇の運用に関する事務は、地域部地域企画課長（以下「地域企画課長」という。）が総括する。

(警備艇の配備先における管理及び運用に関する事務の実施)

第5条 警備艇の配備先における管理及び運用に関する事務は、配備先警察署の長（以下「配備先署長」という。）が行うものとする。

(乗組員の指定及び警察官の乗船)

第6条 配備先署長は、警備艇の運用に従事する職員及び警察官の中から船長その他の乗組員を指定するものとする。

2 配備先署長は、警備艇を運用するときは、警察官を乗船させるものとする。ただし、避難、ドック入れ等を行うため航行する場合については、この限りでない。

(航行時における指揮監督等)

第7条 船長は、警備艇の航行に関して乗組員その他乗船する者を指揮監督するものとする。

2 警備艇に乗船する警察官は、水上警察活動に関し、乗組員に対して必要な指示を行うことができる。

(応援派遣)

第8条 所属長は、警備艇の派遣を求めるときは、警備艇派遣要請書（別記様式）により、地域企画課長を経由して警察本部長（以下「本部長」という。）に要請するものとする。ただし、緊急を要するときには、配備先署長に対して口頭で派遣を要請した後、速やかに警備艇派遣要請書を提出するものとする。

2 本部長は、前項の規定により警備艇の派遣の要請を受けた場合において、その

必要を認めるときは、配備先署長に対して派遣を命ずるものとする。

3 所属長は、警備艇の派遣を受けたときは、所属職員の中から警察官を乗船させるものとする。

(係留)

第9条 警備艇は、係留場所に係留しなければならない。ただし、派遣されて活動しているときは、係留場所以外の場所に係留することができる。

2 乗組員は、警備艇を係留するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 船体を係留施設に確実につなぎとめること。

(2) 船室その他施錠すべき箇所を確実に施錠すること。

(避難)

第10条 配備先署長は、天候その他の理由により警備艇の管理上必要と認めるときは、係留場所以外の場所への避難を指示するものとする。

(監視)

第11条 配備先署長は、係留場所以外の場所に係留するとき、悪天候のためその必要があると認めるときその他特に監視の必要があると認めるときは、警備艇の監視を指示することができる。

(事故の発生報告)

第12条 配備先署長は、警備艇の運用に関する事故が発生したときは、直ちに地域企画課長を経由して本部長に報告しなければならない。

(故障等の発生報告)

第13条 配備先署長は、警備艇に故障、損傷又は障害が発生したときは、速やかに会計課長を経由して本部長に報告しなければならない。

(点検)

第14条 配備先署長は、毎月1回以上、警備艇について点検を実施しなければならない。

(整備又は修理)

第15条 配備先署長は、警備艇の整備又は修理を行おうとするときは、事前に会計課長の承認を受けなければならない。

2 配備先署長は、ドック入れを行い警備艇の整備又は修理を実施するときは、所属職員に立会を命じ、整備箇所又は修理箇所を確認させるものとする。

(教養の実施)

第16条 配備先署長は、乗組員に対し、法令、気象、海象等について知識を修得させるため、必要な指導教養を行うものとする。

(応急措置の訓練)

第17条 配備先署長は、乗組員に対し、負傷者等の救護の際の応急措置について適宜訓練を実施するものとする。

(水上警察旗の掲揚)

第18条 乗組員は、警備艇を運用するときは、水上警察旗制式（昭和31年国家公安委員会告示第1号）に定める水上警察旗を掲げるものとする。

（運用計画）

第19条 配備先署長は、警備艇の翌月分の運用計画を定め、毎月25日までに地域企画課長に報告するものとする。

（運用月報）

第20条 配備先署長は、毎月、警備艇の運用結果を取りまとめ、翌月10日までに地域企画課長に報告するものとする。

（運用日誌）

第21条 配備先署長は、警備艇の運用状況及び乗組員の勤務状況を明らかにするため、運用日誌を作成するものとする。

（関係機関との連携）

第22条 地域企画課長及び配備先署長は、警備艇の運用に当たっては、海上保安庁、税関、入国管理局その他の関係機関と密接な連絡を図らなければならない。